

平成19年2月6日

新潟地方裁判所高田支部 民事部御中

陳述書

(宇垣教授と田中との間の人的関係について)

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
中央農業総合研究センター
研究管理監 田中 宥 司



一、本件（貴庁平成17年（ワ）第87号等事件）において、今般、原告が、準備書面（18）において、鑑定嘱託先候補である東京大学大学院新領域創成科学研究科先端生命科学専攻につき、「同機関代表者である宇垣正志教授と私とが緊密な間柄であって、公正な鑑定を期待できない」と述べられていますが、これは事実に反しますので、この点、以下のとおり、ただしておきたいと思いません。

二、宇垣教授の農業生物資源研究所在籍期間について

そもそも、宇垣教授が農業生物資源研究所に在籍しておられたのは8年も前のことです。

宇垣教授は、1999年当時農業生物資源研究所に在籍しておられましたが、2000年には東京大学に移られています（なお、2000年当時、宇垣教授は、すでに東大の教官職と兼務の状態、軸足は東大にあったことから、農業生物資源研究所には週に一度ほど顔を出す程度であったと記憶しております）。

三、私の農業生物資源研究所在籍期間と活動の経緯

原告らが指摘するように、私の農業生物資源研究所勤務期間（1998年から勤務）は宇垣教授の勤務期間とは2年間ほど重なる時期があります。

しかしながら、私と宇垣教授とは、上下関係にあったこともなければ、同じテーマで研究を行ったこともありません。

私は、上記期間、農業生物資源研究所において、科学技術庁の重点支援制度により派遣されて来た重点支援者（特許発明者となっている、小野寺治子、小野和子、田切明美、西澤八重子）の協力を得て、「単子葉植物の超迅速形質転換法（アグロバクテリウムによるイネの新規効率的形質転換法）」の研究、開発を行いました。

四、特許における宇垣教授名の記載について

また、原告が指摘する特許の共同出願については以下の事情によるものです。上記発明を基礎とする特許出願においては、上記のとおり、私と重点支援者が発明者となっていました。

宇垣教授が共同発明者として氏名が掲記されたのは、重点支援者の管理責任者の任に当たられていたという経緯で、当時の慣行（研究論文や特許出願において、その研究内容や特許内容に係わった程度の差があるにしても係わりのある人の名前を掲載することは、少なくとも当時はよくあることでした）にしたがい、共同発明者として氏名掲記されたにすぎません。

私と宇垣教授の関係について、「極めて緊密な間柄」という原告の主張は、上記事情を無視したものであり、明らかに事実と反します。

五、学会発表要旨における氏名記載の件

原告らは、植物化学調節学会等の発表要旨において私と宇垣教授の名が同時掲載されていることも指摘していますが、この点についても、研究の現場を知らないことによる誤解です。

当時、私たちは「単子葉植物の超迅速形質転換法（アグロバクテリウムによるイネの新規効率的形質転換法）」を特許として出願しておりました。

このことから、上記学会における発表研究者（桐淵協子氏）が、この技術を用いて、組換えイネ（形質転換体）を作製し、そのイネを研究に供したことに伴い、共同研究者や発表者という意味ではなく「著者（基礎となる研究の実施、資料や文献の提供、その他発表に対して何らかのプラスとなるような貢献を行った関係者に対する引用ないし利用への謝辞という程度の意味）」の一人として、田中の氏名が掲載されたにすぎません。

六、プレスリリースの件

さらに原告らが指摘する、当機構と農業生物資源研究所との共同プレスリリースについても、発表した内容は、本組換えイネの作製に田中らが発明した当該形質転換法を使用したということです。当然のことですが、宇垣教授と本GMイネの開発との関係は全くありません。

そもそも開発した形質転換法は、農業生物資源研究所や他の研究機関の多くの研究者が、組換えイネを作製するときに用いる技術として広く普及しているもので、このこと自体とりたてて議論するべきものではなく、「私と宇垣教授との緊密性」などとは全く無関係な話であることはいうまでもありません。

七、まとめ・付記

以上のとおり、事実として、私と宇垣教授との間には、原告が想像するような緊密な人的関係は一切ありません。

付言するに、そもそも今回の研究機関の選定に当たっては、宇垣教授に被告が直接御願いをしたものではありません。

第三者に御願いしたところ、生物検定法と免疫測定法の両方を実施できる研究機関として東京大学大学院新領域創成科学研究科先端生命科学専攻をご紹介頂いた、というのが囑託先候補として貴庁に上程した経緯です。

以上